

関東奄美 I T懇話会 会則

(名 称)

第1条 本会は「関東奄美 I T懇話会」(英文: Kantou Amami IT Conference 略称: KAIT(カイト))と称する。

(目 的)

第2条 本会は故里奄美を同じくする関東の I T関連企業経営・勤務者による情報交換、ビジネス交流及び懇親を目的とし、 I Tを活用した故里の産業振興及び雇用促進等の支援にも努める。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。本会名での活動については全て役員会の承認を必要とする。

- (1) 年一回の総会及び講演会
- (2) 隔月の定例会、懇親会
- (3) ホームページの開設とそれによる広報活動
- (4) 会員同士のビジネス交流
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は正会員と賛助会員によって構成される。

- (1) 正会員とは原則、奄美出自である関東の I T関連企業関係者及びその O B
- (2) 賛助会員とは奄美に心を寄せるメンバー、または I T関連企業以外の従業者で役員会の承認を得た者
- (3) 賛助会員は議決権を持たないものとする

(入 会)

第5条 本会への入会は二人以上の会員による推薦で役員会の承認を得た者とする。

(役 員)

第6条 役員として会長1名、副会長、会計、監事、広報担当、事務局、顧問を置く。会長退任後1年は名誉会長に就任する

(役員会)

第7条 役員会は前条で定めた役員によって構成される。

(役員を選任及び任期)

第8条 会長は会員の互選により決定し、副会長以下の役員は会長指名とし、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する
- (3) 会計は本会の運営にかかわる会計事務を行う
- (4) 広報担当はHPの運営管理及び本会の広報を担当する
- (5) 監事は本会の業務及び会計を監査する
- (6) 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する

(総会)

第10条 通常総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は臨時総会を招集することができる。

1. 通常総会は次の事項を議決する。
 - (1) 会長の選任
 - (2) 会則及び細則の改正
 - (3) 事業計画
 - (4) 予算及び決算
 - (5) その他
2. 総会は正会員の過半数の出席により成立する。
3. 総会の議決は出席正会員の過半数の賛同により決する。
4. 総会後の懇親会では必要に応じ外部講師の招待講演や他団体との交流懇親を行う。

(定例会)

第11条 定例会は原則隔月開催とし、その運営は会員二人で以下のことを担当する。

1. 定例会の場所選定及び会員への連絡、周知
2. 定例会テーマの決定
3. 議事録とHPへの原稿作成
4. 次回運営担当者の指名

(専門委員会)

第12条 本会に専門的事項を検討するための専門委員会を置くことができる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会金及び会費)

第14条 本会の会費は次のとおりとする。1年間の未納があった場合には役員会で休会又は退会を審議、決定する。

- (1) 正会員のうち法人会員は入会金1万円、年会費1万円
- (2) 正会員のうち個人会員は入会金5千円、年会費5千円
- (3) 賛助会員のうち法人会員は入会金1万円、年会費5千円
- (4) 賛助会員のうち個人会員は入会金5千円、年会費3千円

(5) 年度半期経過後の年会費は半額とする。(経費)

第15条 本会の事務を遂行するために必要な経費は入会金、年会費及び寄付、その他の収入をもって当てる。

(会費の用途)

第16条 セミナー講師、貸し会議室、広告、弔慰見舞金、お祝金、寄付にあてる

(お祝金、慶弔見舞金)

第17条 お祝金は一律10,000円とし、見舞金は本人の場合30,000円以内とする。

弔慰金は、本人20,000円、配偶者10,000円、子供10,000円とする。

(事務局)

第18条 本会の事務局は株式会社フューチャーネットワークスに置く。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則(2011年7月1日)

この会則は、2011年7月1日から施行する。

2019年6月1日改定

以上